

私は、認第1号野田市一般会計、認第5号野田市後期高齢者医療特別会計に反対し、認第2号国民健康保険特別会計、認第3号介護保険特別会計、認第4号次木親野井特定土地区画整理事業特別会計の決算認定に賛成するとともに、認第6号水道事業、認第7号下水道事業決算に賛成する討論を行います。

認第1号一般会計決算認定から申し上げます。決算に関する概要を省略させていただき、主に反対する理由について述べさせていただきます。

総務費について、会計年任用度職員についての事前資料をお願いしました。今回は男女比を示していただき、男性18%弱、女性は80%を超えているとの報告で、全国的な比率に比べてフルタイム及びパートにおいても女性の割合が少し高いようです。全国的な割合からですが、女性の3割を超える職員が主たる生計維持者とも聞き、また専門性の高い仕事を担っており、今後の担い手不足が懸念されています。

指定管理制度を導入する分野によって反対しております。

また個人番号普及のために自治体間を競争させ、自治体交付率一覧表の提供があったといいます。事もあろうに、来年度から国が自治体に交付する地方交付税の算定に差をつける方針を明らかにしています。筋違いだとの批判が上がっています。次年度の予算は一体どうなるのか大きな懸念です。

民生費における生活保護の開始決定に当たり、令和3年度に決定された233世帯のうちの3親等のうちで対象となった697人のうち、実際に照会を行ったのが159人、金銭的な支援が可能との支援は得られなかったとの答弁でした。全国的にも扶養照会に関する是非が問われています。東京都の例ではありますが、金銭的支援につながった事例で一番多かったのは練馬区で、627件の照会世帯数のうち14件で2.2%、次いで北区が9件の援助が可能との結果で2.6%。野田市と同じように支援につながらずゼロという結果も28自治体のうち6自治体であったとの東京新聞の記事を見ました。特にコロナ禍による経済的困窮は、3親等内での支援に対しても厳しいことがうかがえます。経済的な支援以外に、話し相手になる、病院の付添いくらいならとの回答もあるようです。DV防止や虐待防止の市民活動に参加してきた経験から、家族に連絡することさえ拒否したいという方もいます。国からの通達もあり、そのようなケースについては照会を控えているわけですが、改めて見直しを検討してほしいと思います。事前資料の時間外勤務数の一番多い職員は生活支援課の職員だという報告で、生活保護申請だけではなく臨時給付金等の作業も入っているとはいえ、負担は大きいのではないのでしょうか。

衛生費については、令和3年度に、HPVワクチン接種での対象者に対して、積極的勧奨を中止していた時期ではありましたが、対象者へのお知らせをするよう、国の通知がありました。

ワクチンを接種しても全てヒトパピローマウイルスに感染しないというわけではありません。あくまでも検診は必要であり副反応のリスクもさらに周知してほしいと思います。残念ながら野田市においても被害が出てしまいました。早い回復を祈るばかりです。しかし、接種の人数が増えれば被害も増えてしまうことはこれまでと変わりなく、憂慮しています。

教育費について、市民ネットワークはこれまで二学期制と土曜授業に反対してきたことは反対の大きな理由です。教職員の働き方にも影響があると思っています。先日9月9日文科省が発表した調査結果、2021年度実施した公立学校教員採用試験で小学校教員の競争率は2.5倍だそうです。毎年未配置の学校の数を千葉県教育委員会に出してもらって調査しています。ICTの活用、1クラス35人学級の少人数学級化による教員を増員しなければならない中、退職者数の増加や既卒者が大きく減少し民間へと流れて行ってしまうといえます。野田市の対応としては独自の採用をしているところもありますが、先ほど申し上げた二学期制と土曜授業の見直しも求めます。

GIGAスクールの推進による子供たちがネット環境に触れることが多くなり、いじめの媒体となっている問題や個人情報の管理の仕方、電磁波による影響の有無等の調査が必要ではないでしょうか。

就学援助の野田市の基準は現在年収の1.5倍とのことで数年前に引き上げたところでは。

野田市の考え方として、さらなる拡大の検討も視野に入れているとの一般質問における答弁がありました。ぜひお願いしたいところです。学校給食が果たす役割は、貧困対策、食育、農業との連携等々今後も重要です。令和2年度における臨時休校で給食を食べられず、各家庭で昼食を取らなければならなかった準要保護世帯に対して、自治体によっては支援を行っている情報を教育委員会に伝えました。その後、就学援助における給食費相当の支援が実施され、この判断は大変有効であり感謝申し上げます。当該年度の令和3年度においては、臨時休校の日数が少なかったことにより、同じような支援はありませんでしたが、事務的な手続等を考えれば難しいことが分かります。その年その年に課題に直面しながらも現場で働く職員の皆さんには感謝申し上げます。

以上の理由が一般会計を反対する理由です。

続いて、認第5号後期高齢者医療保険についても反対といたします。

後期高齢者の医療費の窓口負担割合が見直され、令和4年度10月から負担増が増えることとなりました。見直しの目的は、現役世代の負担上昇を抑えるためとしています。しかし、消費税の引上げを社会保障に充てるとした理由とされていますが、この引上げについての対象者はスタート時点においては、9月時点で1割が16,421人、2割が6,296人、3割が1,727人で2割の6,296人を指しま

す。全国で 370 万人が 2 割対象者とも言われています。引き上がることによる窓口負担が増えることと同時に、受診控えも計算に入っています。その上、世代間で平等に負担する、現役世代の負担軽減と言っていますが、具体的に軽減される金額は一人当たり 300 円程度と聞きます。この法案が審議時間も短く、強行採決によって成立したことに大きな不満があり、医療制度として反対しています。

認第 2 号国民健康保険については、コロナ禍における受診控え等もあったと思います。また傷病手当金の制度が始まりました。新型コロナウイルス感染症に限定はされていますが、これまで国保に傷病手当金の制度がなかったことから、このパンデミックの中で実施に至ったことは皮肉ながらも、助かる方がいらっしゃることで評価できます。今後新型コロナウイルスによる後遺症が大きな懸念ではあります。現時点では後遺症による傷病手当の例はないようですが、働かなくても働けない状況における支援が必要になると思います。決算認定については、賛成といたします。

認第 3 号介護保険について、感染症対策をしながら、令和 3 年度についても人が集まること事業について中止したり、回数を減らしたり、人数制限等で対応してきた現場の皆さんに御苦労をおかけした年となりました。以前から申し上げていることですが、地域包括支援センターの設置されている施設への看板の設置は必要だと改めて指摘いたします。呼び名を高齢者なんでも相談としましたが、地域における相談場所としての位置づけをまだ御存じない方も少なくないようです。

認第 4 号次木親野井特定土地区画整理事業は、令和 3 年度をもって清算金の徴収が終了したとのこと。大変お疲れ様でした。

認第 6 号水道事業について、令和 2 年度から令和 16 年度、未来構想水道ビジョン野田には、かねてより懸念していた上花輪浄水場の水利権について、北千葉広域水道企業団との協議の中で水利権を貸与して浄水処理を行うことは極めて困難であると表現されており、引き続き水利権の保有について関心を持っています。また令和 3 年度で示された北千葉からの受水の依存度が 92.2%でした。八ッ場ダムの完成後分布水量が 2,300 トン増え、今後、思川開発事業が令和 7 年度の完了を迎えるとさらに分布水量は増えていきます。水需要がわずかではありますが減少する中でどのように整合性を取っていくのかと不思議に思っています。その中でも、様々な災害等の備えとしての代替水源の確保についての検討や様々な課題がある中、料金を上げることなく安心して安全な水の供給をお願いします。

認第 7 号下水道会計は、処理区域内人口 108,192 人における普及率は 81.9%となりました。今後の処理区域内面積への普及を進めていく上での受益者負担

金の収入は増えていきます。どこまでも下水道管を延長せずその地区で合併浄化槽やコミュニティプラントを活用することが望ましいと考えています。普及率向上とともに浸水被害を防止し、雨水施設の整備も併せた取組が求められています。特に最近感じることは、これまで、下水道敷設工事や補修工事を施工した後は、そこだけが新しいコンクリートによる工事となりパッチワークのようだと揶揄したこともありましたが、しかし、最近は道路状況に不備があるところも一緒に補修されたり、通り全体が整備されたりするケースを見受けられ、安全の確保も同時になされていると感じます。

以上駆け足での討論となりましたが、これらが令和4年度の予算編成への検討事項としていただくことをお願いし討論といたします。